



発行 東京都

告示

目次

告示

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

(都市整備局市街地整備部再開発課) 一

○宅地建物取引業法第六十七条による告示

(住宅政策本部住宅企画部不動産業課) 一

○公有水面埋立ての免許 (港湾局離島港湾部管理課) 一

公示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定

二

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し

二

○土地収用法による収用の裁決手続開始 (三件)

二

○全国自治宝くじの発売 (二件)

三

○当せん金付証票の発売委託 (同) 三

三

●東京都告示第八百五十二号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない

ので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六

号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条

第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

●東京都告示第八百五十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づきJR小岩駅北口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年八月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 商号 Allianc e Global Gr oup 株式会社
 二 代表者氏名 代表取締役 安室 直季
 三 主たる事務所の所在地 中央区新富一丁目十四番十号
 四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇九六一四号
 五 免許年月日 令和五年八月四日

一 組合の名称
 JR小岩駅北口地区市街地再開発組合
 二 事業施行期間
 令和二年一月二十四日から令和十三年三月三十一日まで
 三 施行地区
 江戸川区西小岩一丁目、西小岩三丁目及び西小岩四丁目各地内
 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
 江戸川区西小岩一丁目十九番二十九号エトワールビル
 令和二年一月二十四日
 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
 令和七年八月十八日

●東京都告示第八百五十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 免許年月日
 令和七年八月十八日二 埋立ての免許を受けた者
 名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

大島町泉津字松山地先泉津漁港漁港区域内公有水面

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地

点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三四度四七分〇一秒、東經一三九度二四分五四秒)から三

二五度〇〇分五〇秒九四・一〇六メートルの地点

②の地点 ①の地点から三三三度〇二分一七秒一一・九六四メートルの地点

③の地点 ②の地点から一〇六度〇七分五三秒一〇・二七六メートルの地点

④の地点 ③の地点から一九六度三五分一〇秒六・〇六六メートルの地点

(二) 面積

三八・八九平方メートル

(四) 埋立てに関する工事の施行区域

位置

大島町泉津字松山地先泉津漁港漁港区域内公有水面

(一) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三四度四七分〇一秒、東經一三九度二四分五四秒)から三二五度一四分五五秒八四・一一二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三三三度〇二分一七秒一一・九〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三三三度〇二分一七秒一一・九六四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から五三度〇二分一七秒一一・九三メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一九六度〇六分〇八秒一〇・三一七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一〇六度〇八分一三秒四・七

五一メートルの地点

四八一・九一平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

告 示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五

十五条第二項及び第四項第一号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁

判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十
二号)においてその例による」と記載される場合を含む。)の規定に基づく、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

令和七年八月十八日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地
有料老人ホーム アリア 杉並区高井戸東三丁目二十九番
高井戸 三十八号

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年8月18日

東京都選挙管理委員会
会長 松尾 弘

施設の名称 所在地
東京Dタワーhosptital 江東区豊洲六丁目四番二十号D
タワー豊洲一階及び三階から五
階まで

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 小平都市計画道路事業3・2・8号府中
所沢線及び国分寺都市計画道路事業3・2・8号府中所
沢線

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関する権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類

●東京都選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五

十五条第二項及び第四項第一号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁

判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十
二号)においてその例による」と記載される場合を含む。)の規定に基づく、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

令和七年八月十八日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地
有料老人ホーム アリア 杉並区高井戸東三丁目二十九番
高井戸 三十八号

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年8月18日

東京都選挙管理委員会
会長 松尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 小平都市計画道路事業3・2・8号府中
所沢線及び国分寺都市計画道路事業3・2・8号府中所
沢線

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関する権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類

●東京都選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五

十五条第二項及び第四項第一号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁

別記

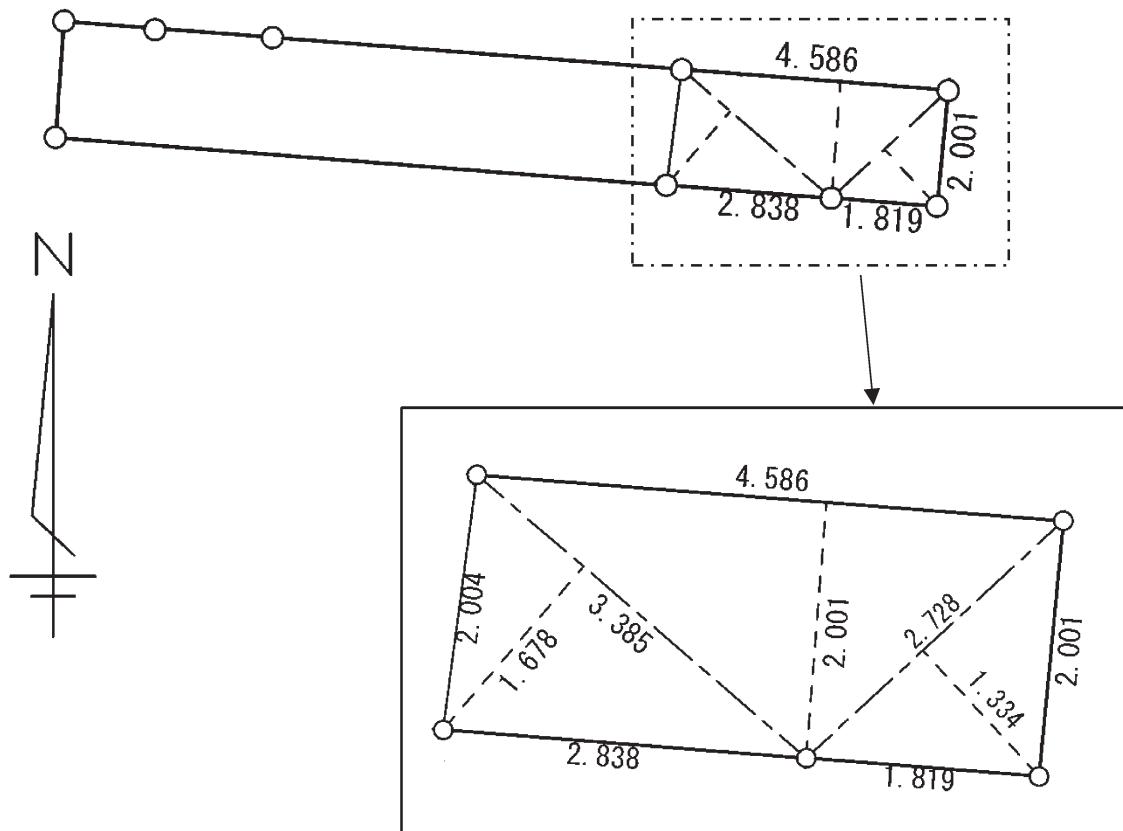
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積 m ²	收用しようとする土地の面積 m ²	氏名	住所	氏名	住所	
東京都小平市 小川町一丁目	1104番79	公衆用道路	m ² 23	m ² 28.06	m ² 28.06	小野弥 (持分9分の5)	東京都小平市小川町一丁目 1104番地の1			別図1の とおり
	1104番103	公衆用道路	m ² 29	m ² 30.40	m ² 9.24	白井直美 (持分9分の2)	神奈川県横浜市緑区鴨居四丁目 33番12号			
	1104番165	宅地	m ² 415.54	m ² 414.80	m ² 12.81	小野哲弥 (持分9分の2)	東京都小平市学園西町二丁目 5番36-3号			
	1104番170	宅地	m ² 623.52	m ² 624.34	m ² 496.70					
	1104番173	宅地	m ² 0.34	m ² 0.34	m ² 0.34					
	1107番71	公衆用道路	m ² 59	m ² 59.39	m ² 31.12					別図4の とおり

別図1

裁決手続の開始を決定した土地

東京都小平市小川町一丁目 1104 番 103 のうち

9.24 平方メートル



拡大図

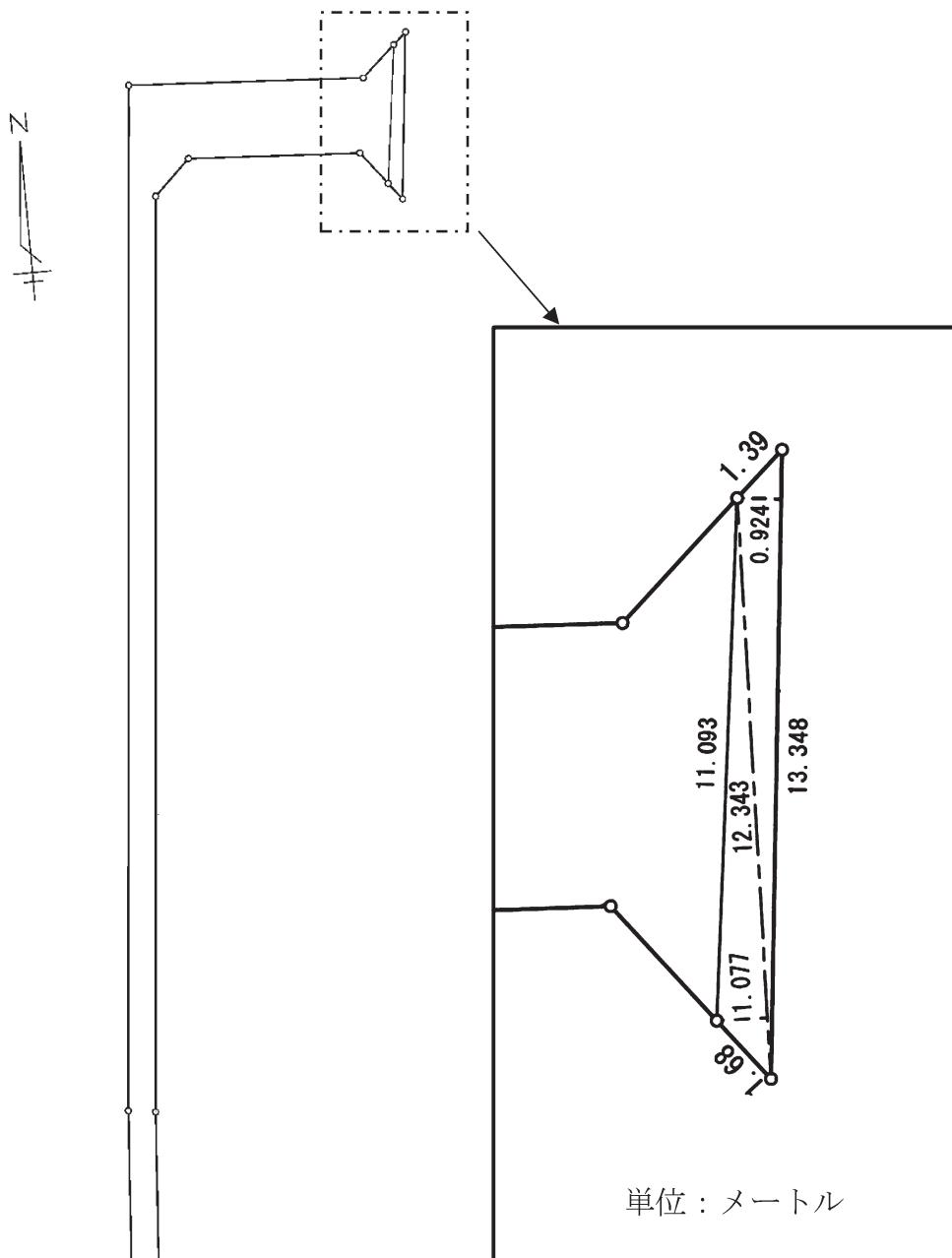
単位: メートル

別図2

裁決手続の開始を決定した土地

東京都小平市小川町一丁目 1104 番 165 のうち

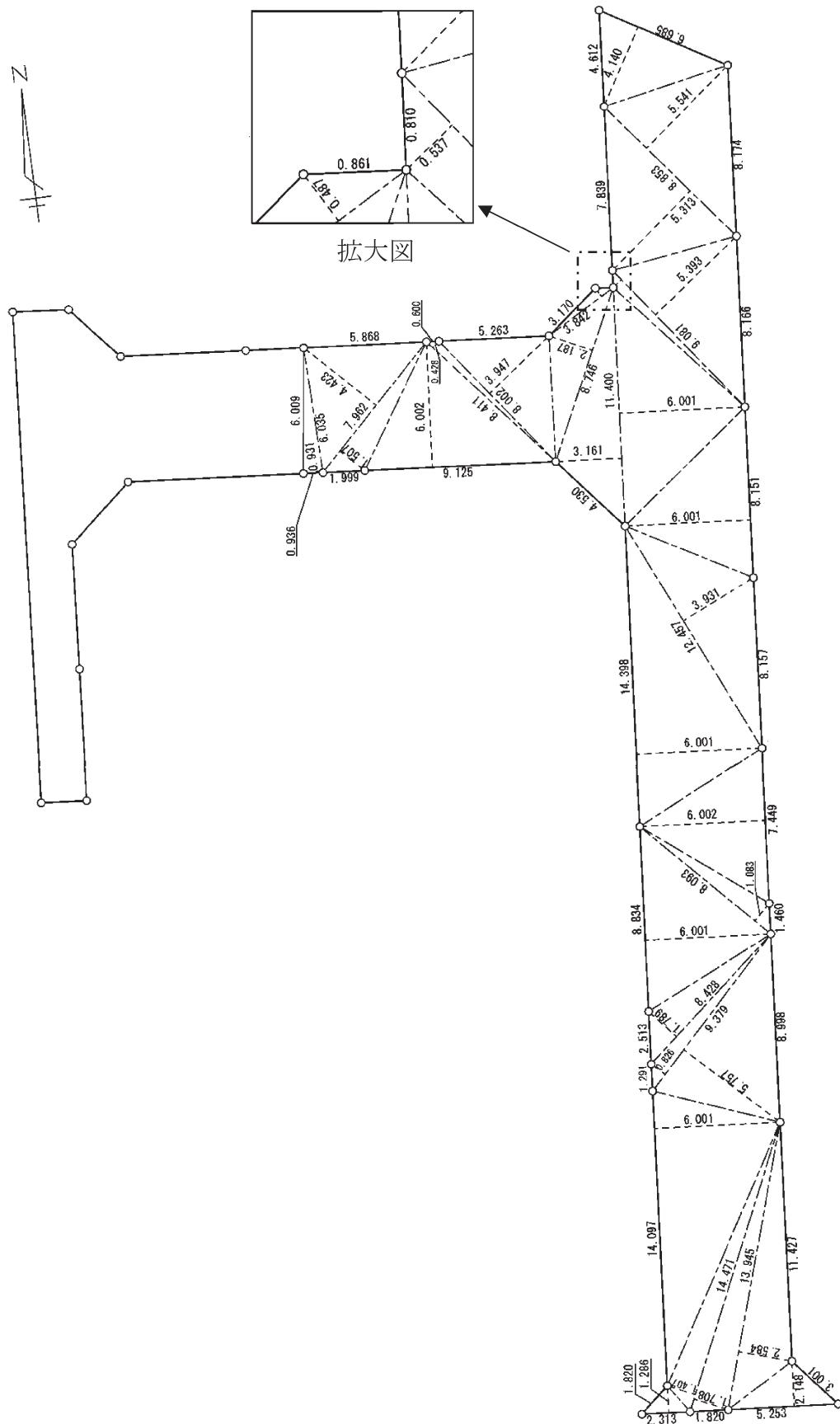
12.81 平方メートル



拡大図

別図3

裁決手続の開始を決定した土地
東京都小平市小川町一丁目 1104 番 170 のうち
496.70 平方メートル

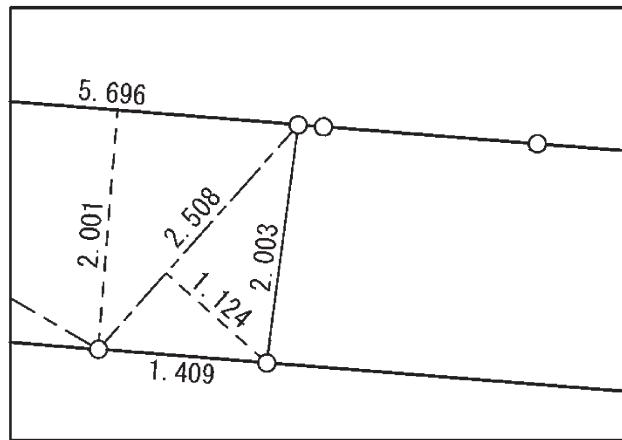


別図4

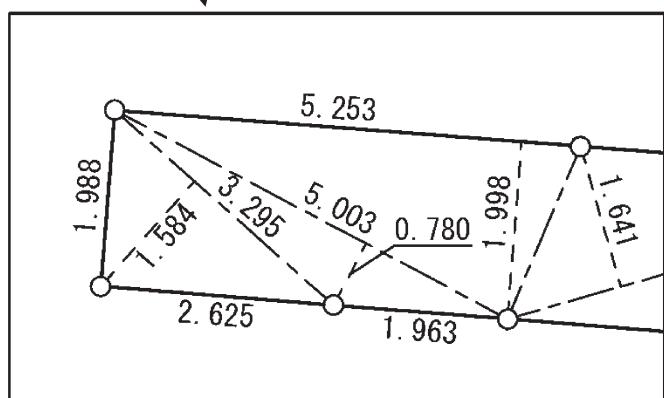
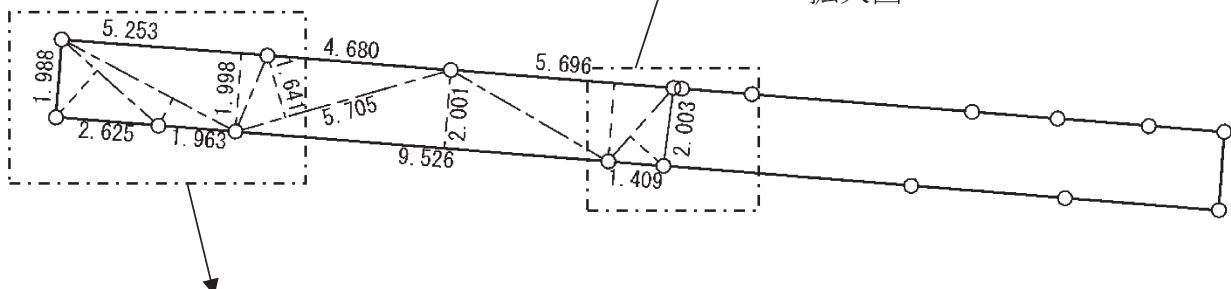
裁決手続の開始を決定した土地

東京都小平市小川町一丁目 1107 番 71 のうち

31.12 平方メートル



拡大図



単位：メートル

拡大図

令和7年8月18日(月曜日)

(第18369号)

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年8月18日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 小平都市計画道路事業3・2・8号府中所沢線及び国分寺都市計画道路事業3・2・8号府中所沢線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和7年8月7日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年8月18日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 小平都市計画道路事業3・2・8号府中所沢線及び国分寺都市計画道路事業3・2・8号府中所沢線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和7年8月7日

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者	土地に関して権利を有する関係人		備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積		氏名	住所	
東京都小平市 小川町一丁目	1109番16	宅地	m ² 46.25	m ² 45.93	m ² 45.93	小野弥 (持分12分の5)	東京都小平市小川町一丁目 1104番地の1		
	1109番25	宅地	m ² 36.59	m ² 36.44	m ² 36.44	白井直美 (持分12分の2)	神奈川県横浜市緑区鴨居四丁目 33番12号		
	1109番32	宅地	m ² 21.65	m ² 21.51	m ² 21.51	小野哲弥 (持分12分の2)	東京都小平市学園西町二丁目 5番36-3号		

別記

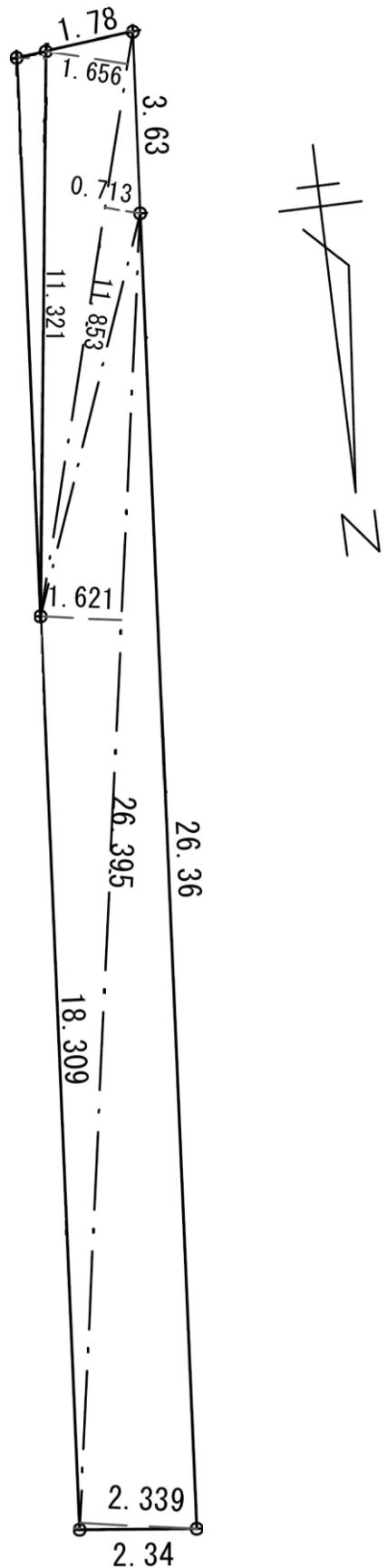
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上 の地積	実測地積 の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都小平市 小川町一丁目	1109番10	宅地	m ² 78.50	m ² 69.60	m ² 66.30	小野弥 (持分9分の5)	東京都小平市小川町一丁 目 1104 番地の1			別図1の とおり
	1109番11	宅地	m ² 61.12	m ² 54.15	m ² 8.74	臼井直美 (持分9分の2)	神奈川県横浜市緑区鴨居 四丁目 33 番 12 号			別図2の とおり
	1109番56	宅地	m ² 30.13	m ² 30.13	m ² 30.13	小野哲弥 (持分9分の2)	東京都小平市学園西町二 丁目 5 番 36-3 号			

別図1

裁決手続の開始を決定した土地

東京都小平市小川町一丁目 1109 番 10 のうち

66.30 平方メートル



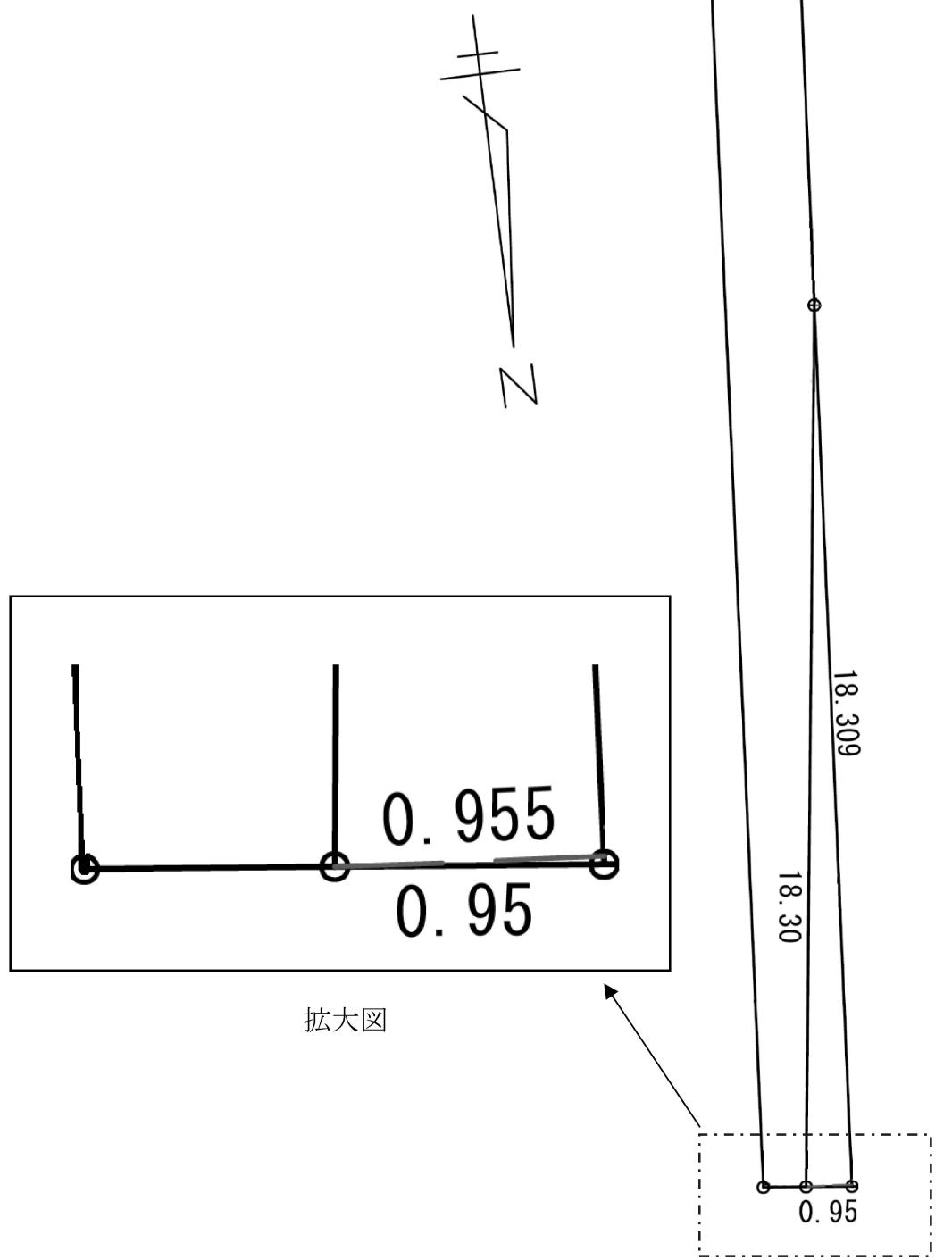
単位: メートル

別図2

裁決手続の開始を決定した土地

東京都小平市小川町一丁目 1109 番 11 のうち

8.74 平方メートル



単位：メートル

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百八十三号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年八月十八日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和七年八月十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

一 名称	受託銀行等の名称及び所在地
二 受託の数及び総額	五千万枚 百五十億円
三 発売の数及び総額	（三十億円を一単位（一ユニット）として十五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
四 証票金額	一枚三百円
五 証票型式	開封式
六 発売期間	令和七年九月十九日から同年十月十九日まで
七 当せん金支払開始期日	令和七年十月二十八日
八 当せん金支払期日	令和七年十一月四日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 一等 千万円 二等 百万円 三等 一万円 四等 三千円 五等 三百円
十 等級	当せん本数 一等の前後賞 一等 十本 二等 二十本 三等 十本 四等 三万本 五等 十万本 六等 百万本
備考	一百十三万四十本

一 名称	二 発売総額及び枚数
三 証票金額	千三百八十億円 四億六千万枚
四 発売期間	（六十億円を一単位（一ユニット）として二十ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
五 当せん金の額	一枚三百円
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 当せん金支払手数料	発売額六十億円に対して四億二千四百九十六万六百三十円
八 その他発売経費	発売額六十億円に対しても三億三千七百五十六万四千四十三円
九 受託申請期限	令和七年九月一日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

一 名称	二 発売総額及び枚数
三 証票金額	四 発売期間
五 当せん金の額	六 備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十一 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

六 委託対象事務の範囲

- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
八 その他発売経費
九 受託申請期限
十 その他

当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億四百五十三万四千
五百七十円

発売額三十億円に対して一億七千三百九十二万
五千四百四十八円

令和七年九月一日
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関
係通達による。

発行 東京都
電話 ○三(五三三二)一一一二(代)
郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 六、六〇〇円 五〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 ○三(三八一二)五一〇一(代)
郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク
リサイクルマーク